

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

この実施要項は、いちき串木野市（以下「本市」という。）が、経済産業省より令和4年度第1回「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」（地域理解促進事業）補助金の採択を受けて実施する洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務（以下「本業務」という。）に係わる契約の相手方を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものです。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行ってください。

1. 提案に付する事項

- 1) 業務の名称： 洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務
- 2) 業務の概要：
 - ①資料収集等及び現地調査に関する業務
 - ②洋上風力発電調査研究協議会の運営に関する業務
 - ③洋上風力発電の事業性検討に関する業務
 - ④再生可能エネルギーの導入促進に向けた理解促進に関する業務
- 3) 履行期間： 契約日の翌日から令和5年3月22日まで
- 4) 予算額： 39,400,000円（消費税込み）
- 5) 履行場所： 鹿児島県いちき串木野市全域

2. 委託の仕様書

- 1) 仕様書：別添「洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3. 提案に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市企画政策課エネルギー・企業立地係

(電話) 0996-33-5628 (担当：十島) (Fax) 0996-32-3124

(E-mail) seisaku2@city.ichikikushikino.lg.jp

4. 提案者に必要な資格

次の1)～5)のすべてを満たすこと。

- 1) 国若しくは自治体が発注した類似業務（再生可能エネルギー等に関する地域の合意形成に関する調査若しくは協議会の運営に関する業務）に係る業務実績を有すること。

- 2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 3) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立
がなされている者又は民事再生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しく
は再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 4) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 国税及び地方税に未納がないこと。

5. 提案手続

1) 手続の流れ

- ア 提案説明書の配付・提案参加の公示（本市）
- イ 参加申込書兼誓約書の提出（提案者）
- ウ 参加資格確認書送付（本市）
- エ 提案書の提出（提案者）
- オ 審査及び契約相手方の決定（本市）
- カ 結果通知（本市）
- キ 契約締結手続（本市、契約相手方）

2) 各手続詳細

ア 提案書作成要項及び仕様書等の公示

- (ア) 期 間： 令和4年4月1日(金) 午後1時から
 令和4年4月14日(木) 午後5時まで

- (イ) 場 所： いちき串木野市 ホームページに掲載（本実施要項に添付）

イ 参加申込書兼誓約書の提出

- (ア) 期 限 令和4年4月14日(木) 午後5時までに様式1「提案参加申込書兼誓
約書」を郵送等により提出してください。※簡易書留等配達記録の残る方
法によること

- (イ) 場 所 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
 いちき串木野市企画政策課エネルギー・企業立地係

(ウ) 提出物

- a 提案参加申込書兼誓約書
- b 会社概要（パンフレット等）
- c 納税証明書
- d 定款及び直近2か年の法人の損益計算書の写し

ウ 参加資格確認書送付

参加申込に対する参加資格確認書をFaxまたはE-Mailにて送付します。

(令和4年4月15日(金) 午後5時までにお知らせいたします。)

※ 参加資格の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。
なお、必要書類を提出したにもかかわらず、上記期日までに連絡がない
場合は、令和4年4月18日(月) 午後5時までに、本市あて電話にてご連
絡ください。

エ 提案書の提出

- (ア) 期 限： 令和4年4月22日(金) 午後5時までに提案書を郵送等により提出
してください。※ 簡易書留等配達記録の残る方法によること。

(イ) 場 所： 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課エネルギー・企業立地係

(ウ) 部 数： 提案書 正本1部 副本12部

(エ) 内 容： 別添「洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託提案書作成要項」のとおり

オ 審査及び契約相手方の決定

提案者の提案内容を選定方法に基づき総合的に判断し、候補者を決定します。

カ 結果通知

令和4年4月28日（木）に担当者に電子メール又はFAXで連絡します。

キ 契約締結手続

契約の相手方と本市との間で業務委託について、5月10日までに契約手続を行います。

7. 提案に関する問い合わせ

1) 問い合わせ先（様式3により、電子メールのみ受け付けます。）

電子メール：seisaku2@city.ichikikushikino.lg.jp

2) 回答方法

提案参加申込者全員（担当者）に対し電子メールで回答します。

3) 受付期間

令和4年4月1日（金） 午後1時から

令和4年4月14日（木） 午後5時まで

4) 回答日

令和4年4月15日（金） 午後5時までに回答します。

8. 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができます。

その場合は、令和4年4月22日（金）午後5時までに、様式2「提案参加辞退届」を提出してください。※ 簡易書留等配達記録の記録の残る方法によること。

9. 選定方法

1) 評価の方法

本市に設置する選定委員会において、提案書の内容により総合的に判断し、候補者を決定します。

2) 評価基準

別表をもとに評価いたします。

3) プレゼンテーションについて

提案書等の提出事業者は、選考委員会においてプレゼンテーションを実施します。

①日 時：令和4年4月26日（火）予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：60分程度（各提案者につき、40分以内のプレゼンテーション後、ヒアリングを行います。）

③内 容：提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参してください。

※スクリーン、プロジェクター（HDMI接続）は貸与します。

10. 契約の方法等

1) 提案内容の変更

委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではありません。最高得点事業者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。

2) 仕様書の変更

別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものです。したがって、最高得点事業者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合があります。

3) 決定事業者の変更

最高得点事業者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の事業者を最高得点事業者として選定のうえ、10. 1)及び2)の事項を準用し、契約を締結するものとします。

11. 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- 1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- 2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- 3) 提案書の提出後に参加者の資格要件に定める条件を満たさなくなった場合。
- 4) 提出された見積書の金額が、本実施要項1. 4)に示す額を上回っている場合。
- 5) その他、本実施要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

12. 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し、了承頂いた上で提案に参加してください。

- 1) 本提案書作成に係る費用については、すべて提案者の負担とします。
- 2) 業務経験のある方が必ず参加した中で、提案書の作成を行ってください。
- 3) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出してください。
- 4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- 5) 審査経過に関する質問等は一切回答いたしません。

- 6) 提案頂いた提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。
- 7) 本資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- 8) 本業務に係る国等の会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

別表：評価基準

審査項目	配点
1 会社の組織体系及び類似業務の実績は十分であるか。	20点
2 事業の内容は目的に沿ったものであるか。	40点
3 事業の実施フロー等は明確であり履行可能な内容であるか。	30点
4 見積もりによる提示価格や見積内容は適切であるか。	10点

様式 1

提案参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託に係るプロポーザルについて、実施要項にある参加資格を満たしていることを誓約し、別紙添付書類を添えて参加を申込みます。

なお、本申請後、参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合は、この申込みを取り消します。

会社名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

【添付書類】

- ・会社概要（パンフレット等）
- ・納税証明書（未納税額のない証明） ※発行後3か月以内のもの。
 - ①市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市民税(特別徴収分)）
 - ②国税（法人税、消費税及び地方消費税）
- ・定款及び直近2ヶ年の法人の損益計算書の写し

様式2

提案参加辞退届

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託に係るプロポーザルについて、令和 年 月 日参加申込みをしましたが、辞退したいので届出ます。

会社名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

質 問 票

会社名		電話番号	
所属名		F A X 番号	
担当者名		メールアドレス	

質問事項	
質問内容	

注) 質問内容は、事項毎に別紙で作成してください。

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務仕様書

■ 委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

1 件名

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託

2 目的

本市は、工業団地等への再生可能エネルギー導入促進や自治体新電力の設立など、エネルギーと産業振興を組み合わせた「環境維新のまちづくり」を推進している。

本市沖海域の有用な「風」資源に恵まれた特性を生かした洋上風力発電について利害関係者等と共同で調査研究を行い、官民の再生可能エネルギーへの認識の共有を図るとともに、洋上風力発電を主とした再生可能エネルギーの導入促進に関するシンポジウム等を通して市民のエネルギー構造の高度化へ向けた周知・理解促進を図る。

3 受注者が行う業務

受注者が行う業務の範囲は次のとおりとする。これらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認したものであれば専門の業者等に再委託できるものとする。

1) 資料収集等及び現地調査に関する業務

- ア 既存資料を中心とした本市沖合の風況を含む環境特性の資料収集。
- イ 鳥類・海洋生物の専門家に対するヒアリング調査。
- ウ 洋上風力発電による効果や影響に関する調査。
- エ 海外を含む洋上風力発電導入に対する課題調整に関する先進事例の収集。
- オ 現地における漁業組合へのヒアリング及び漁業実態調査による本市沖合（図1）の海洋生物の調査。
- カ 現地における景観調査によるフォトモンタージュを用いた眺望景観の調査。
- キ 洋上風力発電事業実施による二酸化炭素削減効果の検証。
- ク 洋上風力発電に関する本市への経済効果を事業段階（整備前、整備中、整備後）ごとに推計する。（拠点港若しくはO&M港について考察すること。）

2) 洋上風力発電調査研究協議会の運営

- ア 利害関係者を中心として本市が設立した「洋上風力発電調査研究協議会」（以下「研究協議会」という。）を運営するとともに協議会内で出た意見について有識者や専門家から意見を徴し、関係資料収集等を実施する。市規定に基づき各委員へ出席謝金を支払うとともに、研究協議会は最低3回以上実施する。

- イ 資料収集等及び現地調査に関する業務の成果について研究協議会へ情報共有を図る。
- ウ 必要に応じて研究協議会を細分化した分科会を設置する等、状況に応じた研究協議会の運営を図る。
- エ 洋上風力発電の先進地の視察を研究協議会の委員（13人）含め1回以上実施する。（秋田県を予定しているが研究協議会による意見で視察先は決定するので、適宜対応すること。）

3) 洋上風力発電の事業性検討

- ア 研究協議会の意見及び「資料収集及び現地調査に関する業務」の結果を踏まえ、本市沖合（図1）における事業可能性のマップを作成する。
- イ 地域貢献策等について先進事例の情報収集を行うとともに本市への地域貢献策等を複数案検討する。

4) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた理解促進

- ア 再生可能エネルギー（特に洋上風力発電）のメリット、デメリットを含む導入促進に向けた一般市民参加型のシンポジウム等を開催して、理解促進と気運醸成を図るとともに、エネルギー構造高度化への意識醸成も図る。

5) 協議打合せ

- ア 業務着手時及び実施中における協議・打合せは綿密に行い、その協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、常に綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

4 履行期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）までとする。

5 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

6 図書 の貸与

- 1) 業務の実施に際し、必要な図書資料等を本市の承諾を受けて借りるものとする。
- 2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに返還しなければならない。

- 3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

7 検査

受注者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。

なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

8 成果品

- 1) 事業性マップ（報告書概要も含む） 100部
ア マップは、A 3 版のオールカラー（1 枚両面）で印刷製本する。
- 2) 報告書、参考資料の冊子 25部（A 4 版）
ア 報告書、参考資料の冊子は、必要に応じてA 3 版による綴じ込み可
- 3) 報告書の電子データを記録した電子媒体（Word、Excel、PDF形式） 一式
- 4) 参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表等）電子媒体（PDF形式）一式

9 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通1 3 3 番 1

いちき串木野市役所 串木野庁舎 2 階

いちき串木野市 企画政策課 エネルギー・企業立地係

TEL : 0996-33-5650（直通）

FAX : 0996-32-3124

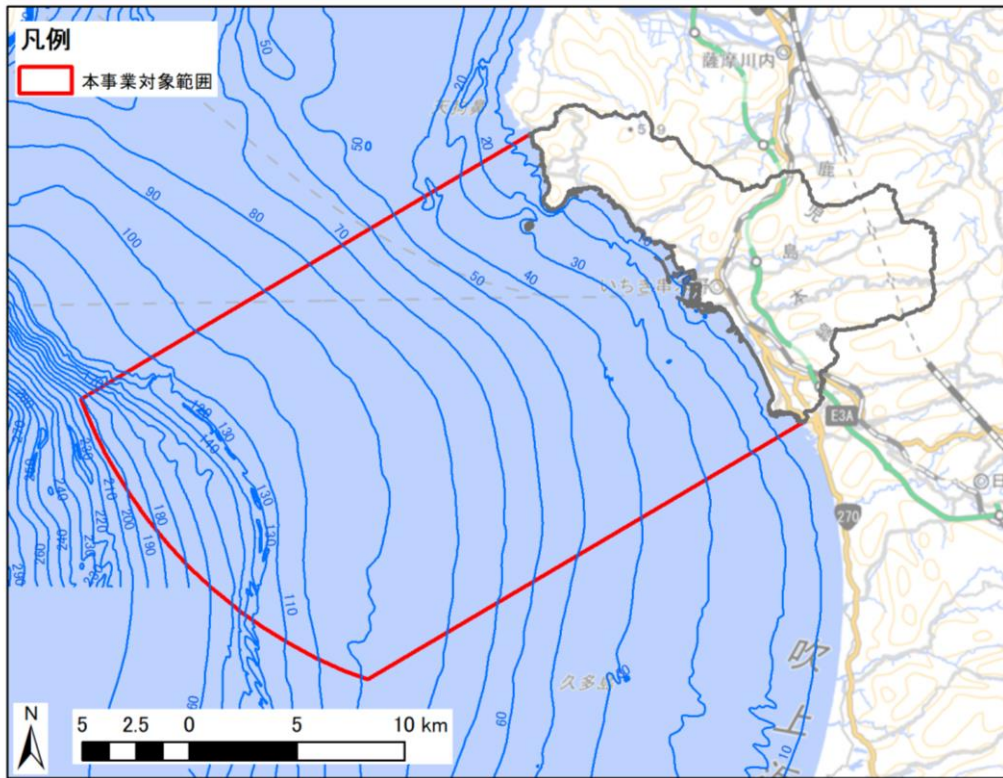
10 その他

- 1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

- 2) 受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合は、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。



背景図：地理院地図

図1 本事業対象範囲

(※南北は緯度と並行とし、本市海岸線より12海里の距離の範囲とする。)

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託提案書作成要項

1 内容

- 1) 提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を参考に作成してください。
- 2) 用紙の大きさは、各様式ともA4版としてください。
- 3) 提案書の各提案は、簡潔な文章で記載するとともに、文章を補充するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等をもって作成してください。(カラー印刷可)
- 4) 提案書の作成にあたっては、記載の留意事項や注意事項は削除して下さい。また、使用する文字のフォントは自由としますが、ポイント数は原則10.5ポイント以上としてください。

2 提出部数等

提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を各正本1部、副本12部提出してください。
なお、提案書の提出にあたっては、ホッチキスで1ヶ所止めとしてください。

様式 4

提 案 書

業務の名称：洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託

履行期限：令和5年3月15日

標記業務について、提案書を提出します。

令和4年 月 日

いちき串木野市 御中

提案者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式5

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託提案書

会 社 名			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
設 立 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
電子メールアドレス			
類 似 業 務 の 実 績			
業務名・事業主体	業務概要	履行期間	
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
		開始	年 月
		終了	年 月
【本業務の実施体制】			
【本プロポーザルを申請した理由】			

事業の内容に関する事項	1 資料収集等及び現地調査の具体的手法（各調査における回数・期間・個所数・内容等）について
	2 研究協議会の実施回数及び各テーマの考え方について
	3 ゾーニングマップ及び地域貢献策等の具体的作成手法について
	4 シンポジウム等の開催手法及び開催イメージについて
実施フロー等の内容に関する事項	1 事業スケジュールについて
	2 各事業の実施フローについて
	3 本事業を踏まえた次年度以降の事業展開について
	4 仕様書以外で事業の目的を達成するために補足する事項について

注1：提案書については、固定様式ではありません。同様の内容のわかるようにプレゼンテーション資料等を作成する場合は、そのスライド等でも可とします。

様式6

洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進業務委託見積書

本業務の実施にあたっての見積書を記載してください。

注1：任意様式（提案者の独自様式可）としますが、仕様書と費用の関係性及び内訳のわかるように作成してください。
注2：カラー印刷を可とします。